

日本精神保健福祉士協会倫理綱領 暗記・暗唱用用紙

倫理綱領は、暗記・暗唱されることによって、国家試験の事例問題に的確に対応でき、不確定な知識の補完となります。さらに、倫理綱領を完全に理解し、身に着けることによって、専門職精神保健福祉士としての拠り所となり、質の高い実践に結びつくと考えています。

原本：<http://www.japsw.or.jp/syokai/rinri.htm>

～倫理綱領の実践が「精神保健福祉士」の社会的地位の基盤となる～

項目	日本精神保健福祉士協会(<input type="text"/> 年 11 月 28 日採択)
構成	<p>前文</p> <p>【1】<input type="text"/></p> <p>【2】<input type="text"/></p> <p>1. <input type="text"/>に対する責務(1～5)</p> <p>2. <input type="text"/>としての責務(1～5)</p> <p>3. <input type="text"/>に対する責務(1)</p> <p>4. <input type="text"/>に対する責務(1)</p> <p>【3】<input type="text"/></p> <p>1. <input type="text"/>に対する責務(1～5)</p> <p>2. <input type="text"/>としての責務(1～5)</p> <p>3. <input type="text"/>に対する責務(1)</p> <p>4. <input type="text"/>に対する責務(1)</p>
前文	<p>われわれ精神保健福祉士は、<input type="text"/>としての<input type="text"/>を尊び、<input type="text"/>の関係を捉える視点を持ち、<input type="text"/>をめざし、<input type="text"/>を基盤とする精神保健福祉士の<input type="text"/>をもって<input type="text"/>に努めるとともに、<input type="text"/>と<input type="text"/>に努め、<input type="text"/>に倫理綱領に基づく<input type="text"/>を担う。</p>

<p>【1】目的</p>	<p>この倫理綱領は、精神保健福祉士の [] を示すことにより、以下の点を実現することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 精神保健福祉士の [] を示す 2. [] 実践する 3. [] から信頼を得る 4. 精神保健福祉士としての [] を遵守する 5. 他の専門職や全ての [] と連携する 6. [] が個人として尊重され、 [] をめざす
<p>【2】倫理原則</p> <p>①クライアントに対する責務</p>	<p>(1) [] への関わり 精神保健福祉士は、クライアントの [] を尊重し、 []、 []、 [] を擁護する。</p> <p>(2) [] の尊重 精神保健福祉士は、クライアントの [] を尊重し、その [] に向けて援助する。</p> <p>(3) [] 精神保健福祉士は、クライアントの [] を尊重し、その [] を保持する。</p> <p>(4) [] に対する責務 精神保健福祉士は、クライアントの批判・評価を [] に受けとめ、 [] する。</p> <p>(5) [] 責務 精神保健福祉士は、 [] の授受に関与してはならない。また、クライアントの [] を傷つける行為をしてはならない。</p>
<p>②専門職としての責務</p>	<p>(1) [] の向上 精神保健福祉士は、専門職としての [] に基づき、 [] に努める。</p> <p>(2) [] の責務 精神保健福祉士は [] の業務を尊重するとともに、 [] を通じて専門職としての [] を高める。</p> <p>(3) [] の禁止 精神保健福祉士は、</p>

	<p>職務の遂行にあたり、<input type="text"/>を最優先し、自己の利益のためにその<input type="text"/>を利用してはならない。</p> <p>(4) <input type="text"/>に関する責務</p> <p>精神保健福祉士は、 自己の業務に対する<input type="text"/>を謙虚に受けとめ、専門性の向上に努める。</p> <p>(5) <input type="text"/>の責務</p> <p>精神保健福祉士は、 他職種・他機関の<input type="text"/>を尊重し、連携・協働する。</p>
③機関に対する責務	<p>精神保健福祉士は、 <input type="text"/>がクライアントの<input type="text"/>を目指した<input type="text"/>に添って業務が遂行できるように努める。</p>
④社会に対する責務	<p>精神保健福祉士は、 <input type="text"/>を尊重し、<input type="text"/>のために、<input type="text"/> <input type="text"/>を通し<input type="text"/>に貢献する。</p>
<p>【3】倫理基準</p> <p>①クライアントに対する責務</p>	<p>(1) <input type="text"/>への関わり</p> <p>精神保健福祉士は、 クライアントを<input type="text"/>として尊重し、<input type="text"/>を結び、クライアントとともに<input type="text"/>を図る。</p> <p>(2) <input type="text"/>の尊重</p> <p>a クライアントの<input type="text"/>を尊重し、クライアントが必要とする支援、信頼のおける情報を<input type="text"/>で説明し、クライアントが<input type="text"/>援助する。</p> <p>b 業務遂行に関して、<input type="text"/>および<input type="text"/>について説明し、<input type="text"/>に十分応えた後、援助を行う。<input type="text"/>にあたっては、所属する機関や精神保健福祉士の業務について<input type="text"/>を明確にする。</p> <p>c クライアントが<input type="text"/>ことが困難な場合、クライアントの利益を守るため<input type="text"/>をする。</p> <p>(3) <input type="text"/></p> <p>精神保健福祉士は、 クライアントのプライバシーの権利を擁護し、業務上知り得た<input type="text"/>について秘密を保持する。なお、<input type="text"/>でも、秘密を保持する義務は継続する。</p> <p>a <input type="text"/>から情報の開示の要求がある場合、<input type="text"/>を得た上で<input type="text"/>する。クライアントに<input type="text"/>を及ぼす可能性がある時には、クライエ</p>

	<p>ントの [] する。</p> <p>b 秘密を保持することにより、クライアントまたは第三者の [] に緊急の被害が予測される場合は、クライアントとの [] を含め [] に対処する。</p> <p>c [] による支援や [] 等を行う場合には、 [] を得て行い、 [] は [] にとどめる。また、その秘密保持に関しては、 [] を払う。</p> <p>[] の個人情報についても同様の配慮を行う。</p> <p>d クライアントを [] に紹介する時には、 [] について [] を経て決める。</p> <p>e [] 等の目的で事例検討を行うときには、 [] を得るとともに、 [] できないように留意する。</p> <p>f クライアントから要求がある時は、クライアントの個人情報を [] する。ただし、記録の中にある [] を保護しなければならない。</p> <p>g [] 等によりクライアントの情報を伝達する場合、その情報の秘密性を [] できるよう [] を用い、 [] に行う。</p> <p>(4) [] に対する責務</p> <p>精神保健福祉士は、</p> <p>[] におけるクライアントからの批判・評価を受けとめ、 [] に努める。</p> <p>(5) [] 責務</p> <p>a 精神保健福祉士は [] を認識し、 [] でも精神的・身体的・性的いやがらせ等 [] をしてはならない。</p> <p>b 精神保健福祉士は、 [] や [] 以外の金品の要求・授受をしてはならない。</p>
②専門職としての責務	<p>(1) [] の向上</p> <p>a 精神保健福祉士は専門職としての価値・理論に基づく実践の向上に努め、 [] に研修や教育に [] しなければならない。</p> <p>b [] に関する責務</p> <p>1) 精神保健福祉士は [] を行う場合、 [] を認識し、 [] として利用できる [] に基づいた指導を行う。</p> <p>2) 精神保健福祉士は、専門職として利用できる最新の情報と知識に基づき [] 等の教育や実習指導を [] に行う。</p> <p>3) 精神保健福祉士は、スーパービジョンや学生等の教育・実習指導を行う場合、 [] を行い、スーパーバイザーや学生等に対して差別・酷使・精神的・身体的・性的いやがらせ等 [] をしては</p>

	<p>ならない。</p> <p>(2) <input type="text"/> の責務</p> <p>a 精神保健福祉士は、適切な調査研究、論議、責任ある相互批判、専門職組織活動への参加を通じて、<input type="text"/> を高める。</p> <p>b 精神保健福祉士は、<input type="text"/> のためにクライアントの援助や業務の遂行に支障をきたす場合には、同僚等に<input type="text"/> する。また、業務の遂行に支障をきたさないよう、<input type="text"/> に留意する。</p> <p>(3) <input type="text"/></p> <p>精神保健福祉士は業務の遂行にあたりクライアントの利益を<input type="text"/> し、自己の<input type="text"/> のために<input type="text"/> を利用してはならない。また、<input type="text"/> の立場を利用し、<input type="text"/> に参画してはならない。</p> <p>(4) <input type="text"/> に関する責務</p> <p>a 精神保健福祉士は、<input type="text"/> を尊重する。</p> <p>b 精神保健福祉士は、自己の業務に関する<input type="text"/> を謙虚に受けとめ、改善に努める。</p> <p>c 精神保健福祉士は、他の精神保健福祉士の<input type="text"/> を防止し、改善するよう<input type="text"/> をとる。</p> <p>(5) <input type="text"/> の責務</p> <p>a 精神保健福祉士は、クライアントや<input type="text"/> を尊重し、<input type="text"/> する。</p> <p>b 精神保健福祉士は、クライアントや<input type="text"/> のため、他の専門職や他機関等と<input type="text"/> する。</p> <p>c 精神保健福祉士は、所属する機関の<input type="text"/> について、点検・評価し<input type="text"/> と協働し改善に努める。</p> <p>d 精神保健福祉士は、<input type="text"/> を認識し、いかなる事情の下でも同僚または関係者への<input type="text"/> 等人格を傷つける行為をしてはならない。</p>
③機関に対する責務	<p>精神保健福祉士は、所属機関等が、<input type="text"/> を尊重し、<input type="text"/> が必要な際には、<input type="text"/> に対して適切・妥当な方法・手段によって、<input type="text"/> できるように努め、<input type="text"/> を図る。</p>
④社会に対する責務	<p>精神保健福祉士は、<input type="text"/> としての<input type="text"/> をもって、<input type="text"/> に参画し、<input type="text"/> と<input type="text"/> に貢献する。</p>